

埼玉中央法律事務所

SAICHIU

2013年
夏
No.57

特集

憲法改正で日本が沈没するかもしれない

4つの理由

【What's アベノミクス?】

日本人って「限定」って言葉に弱いよね

アベノミクスでヤバいぞマイホーム!

【行列のできぬ法律相談所】

ご
ね

悪足搔る男

【デートDV】

「愛してる」って言わないで

【外国人の非正規滞在問題】

消えないニッポン人の鎖国意識

「始動」

分かってるつもりが一番危ない

お父さんのための パワハラ・セクハラ講座



SAICHIU

No.57 夏

2013 発行元：埼玉中央法律事務所

「SAICHIU」とは埼玉中央法律事務所の略称として、また皆様の法的ニーズにお応えすべく弁護士・事務局が一人となって、日々努力している真っ「最中(SAICHIU)」との意味を込めてています。

「一人じゃない」

法律問題というものは、専門家によるアドバイスがトラブルの事前防止、早期解決につながります。

当事務所では紹介者の有無を問わず相談日を設け弁護士12名が広くご相談に対応いたします。

なにも、一人で悩むことなんてないんですよ



JR大宮駅東口 徒歩5分
埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地 あじせんビル4階(受付)
電話 048-645-2026 http://saitamachuou.gr.jp



増える軍事費、減らされる社会保障費



安い給料で働かされて、いらなくなつたらクビだと!?

に努めなければならない」と記載されている。
これは日本单独でも、「在外国民を保護するため」と称して海外派兵ができる事を意味しているが、かつての日本が、この理由で中国に出兵しているという歴史を忘れてはいけない。
また、「国防軍」は、「緊急事態における公の秩序維持」するための活動が行えるため、「秩序維持」を名目として、派兵阻止等といった国民の反対運動を武力で弾圧する事ができるという点も見逃してはいけない。

改正案の問題点②

「無償の家族愛」に隠されたカラクリ

改正草案の24条1項では、「家族は、互いに助け合わなければならぬ。」と記載され、道徳的にはいいことをいつているのかもしれないが、道徳と法は違うのだ。
こんなことまで国から命令されるいわれはない、何よりもこの言葉のウラは「介護でも何でもまずは家族でやつてくれ」という事である。
言葉を用いて、国民に家族の面倒を見る事を強いる事で、國の社会保障の負担が減つたばかり社会保障費を削減するというのが政府のシナリオである。

社会保障費が削減されれば、医療費の自己負担割合も今よりもっと高くなるだろうし、生活保護も「家族がいるのであれば認めない」等支給要件はさらに厳格化、年金がもらえないかも、「それまで払つていないのだから自業自得」

に努めなければならない」と記載されている。

これは日本单独でも、「在外国民を保護するため」と称して海外派兵ができる事を意味して

いるが、かつての日本が、この理由で中国に

出兵しているという歴史を忘れてはいけない。

また、「国防軍」は、「緊急事態における公の秩序維持」するための活動が行えるため、「秩

序維持」を名目として、派兵阻止等といった國民の反対運動を武力で弾圧する事ができるとい

う点も見逃してはいけない。

で切り捨てられる社会になるやもしそれ。

これは日本单独でも、「在外国民を保護するため」と称して海外派兵ができる事を意味して

いるが、かつての日本が、この理由で中国に

出兵しているという歴史を忘れてはいけない。

また、「国防軍」は、「緊急事態における公の秩序維持」するための活動が行えるため、「秩

序維持」を名目として、派兵阻止等といった國民の反対運動を武力で弾圧する事ができるとい

う点も見逃してはいけない。

改正案の問題点③

「もの言えば唇寒し」な社会の再来?

そもそも人権とは「人が、多数決によつても奪うことができない生まれながらに持つている権利」のことである。

今日の日本国憲法では、人権は「公共の福祉に反しない限り」最大限尊重されるとなつていて。

しかし、改正草案では「公益及び公の秩序に反しない限り」最大限尊重されると記載が変えられているのだ。

ズバリ、この違いは何なのだろうか?

「公共の福祉」とは、人権と人権が衝突する場合、その調整をするということであり、「公益及び公の秩序」とは、まさに国の利益や社会秩序のことである。

例えば、家庭で団らんしながら夕食をとつてゐる所で、お隣の夕食は何、ということでおヨ○スケやテレビカメラが入つてきただろうか?

私たちにはプライバシーの権利があり、テレビ局には、国民の知る権利のために報道の自由がある。

このように、権利が衝突するような場合に、どちらの権利が優先するのか、それを決めるのが「公共の福祉」という考え方である。

つまり、人権を制限しなければならない場合であつても、それは他の人権を守る場合に限ら

れるのであり、「公益及び公の秩序」のために

超えれば割増賃金（残業代）も払

わなければならぬ。

憲法が変えられてしまうと、こんなにも私達の生活は大変な事になるのである。

* * * *

憲法が変えようとする動きなのだ。

だからこそ、この夏の参議院選挙が勝負であ

り、ここで自民党や日本維新の会、みんなの党

が3分の2議席を占めることになれば、まずは

憲法96条が変えられ、その後は、なし崩し的に

権力者の思い通りに変えられていくだろう。

その後には真っ暗な社会が待つてゐる・・・

そんな事にならないよう一人ひとりがよく考え

て行動しようじやありませんか。

改正案の問題点④

22条から「公共」と「公益」の文字が消された本当のイミ

日本国憲法の22条には「公共の福祉」という言葉が記載されているが、改正草案の22条からはその記載が消えて無くなっている。しかも、改正案22条には、他の条文と異なり「公益及び公の秩序」という言葉も見当たらない。

一体、これは何を意味するのだろうか?

22条の職業選択の自由には「営業の自由」も含まれていると考えられているが、今の憲法では、企業の「営業の自由」も無制限ではなく、国民の人権を侵害しない限りで認められるにすぎないとされている。

だから、企業は労働者の権利を守

らなければならず、労働者を勝手に

クビにすることなどは当然できない

し、最低賃金の決まりもある。

また、労働時間も決められ、それ

も、「それまで払つていないのだから自業自得」

なぜ、こんな社会になってしまったのか。

憲法が変えられたら私たちの生活はどうなるのか。

今こそ、想像力を働かせて考えなければいけない。

憲法なんて読んだ事もないし、そもそも興味がない



弁護士 青木 努

弁護士は敵居が高いといいうイメージを打破します。伊坂幸太郎や水谷穗信など、ジャンルとしては難しくない推理物、また、モータースポーツ観戦が好きです。



20XX年、加速する少子高齢化。
消費税率は2.5%になり、不十分な年金と病院代は5割負担。

TVは政府公報のような番組ばかりが流され
失業者は街中に溢れかえる。

職を求める民衆が国会前で開こうとする集会には
治安出動した軍隊が容赦なく暴力を振るう
変わり果てた日本の姿がそこにあった。

憲法改正で日本が沈没するかもしれない 4つの理由

Photo by panDx1

衆議院で多数派となつた自民党は、日本維新的会、みんなの党等と共に、憲法を簡単に変え事を可能にするため、現行の国會議員の三分の2の賛成から、2分の1の賛成で変更ができるようハードルを下げるべく、憲法96条の改正を唱えている。

「手続きを変えるだけならいいじゃない?」

なんて簡単に思つてはいるが、いつの間にやら権力者の都合のいいように中身も変えられ、気がついたら目頭のような、自山もなく貧しい、非常に息苦しい生活の近未来が待つてゐるかもしれない。

今、憲法に何が起つてゐるのか、その問題点を一つずつ探つてみよう。

「手書きを変えるだけならいいじゃない?」

なんて簡単に思つてはいるが、いつの間にやら権力者の都合のいいように中身も変えられ、気がついたら目頭のような、自山もなく貧しい、非常に息苦しい生活の近未来が待つてゐるかもしれない。

今、憲法に何が起つてゐるのか、その問題点を一つずつ探つてみよう。

「手